

広島県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	伊藤 政嗣	
	住所	
施術所	名称	まんぼう接骨院
	所在地	埼玉県川口市 新井宿五九七番地一五
業務の種類	尾道市因島重井町二二四〇番地	
指定年月日	柔道整復 平成三〇年五月一日	